

# 三鷹市事業継続計画

## [震災編]

平成24年3月

三鷹市



はじめに

このたび、「三鷹市事業継続計画（震災編）」をまとめました。

基礎自治体である三鷹市は、どのような危機が発生した場合においても、市民生活の安定を維持していくために、最善を尽くして自治体の機能を維持することが求められます。しかしながら、予報の有無を問わず、広域的であれ、集中的であれ、大きな被害が及ぶような地震が発生した場合には、自治体そのものも被災する可能性があり、被災の度合いが大きくなればなるほど、本来の自治体の機能が奪われ、円滑な自治体経営が脅かされることとなります。

日本国内では、阪神・淡路大震災以降、相対的に大きな被害を伴う地震が数多く発生しており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内最大級のマグニチュード9.0という巨大地震であり、沿岸部を襲った大津波により、東北地方を中心に甚大な被害をもたらされ、自治体機能が喪失されました。

この地震の場合、三鷹市では震度5弱の震度を記録しましたので、建物の被害や帰宅困難者などへの対応のため、直ちに災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施しました。金曜日の午後2時46分の地震発生でしたので、学校や保育園等での子どもたちの安全確保のために職員が保護者の迎えがくるまで対応しましたが、市役所の業務はほぼ平常どおりに閉庁時間まで実施することができました。

この経験からもひとたび大地震が発生すると、自治体は自らも被災する中で、市民の安全確保や被災者への応急対策に注力する必要があると同時に、市民の日常生活や社会経済活動に関する市の業務を継続するための体制を準備しなければなりません。

そこで、あらかじめ取り組むべき業務（非常時優先業務）を選定しておくとともに、業務を継続するための人員の確保や環境を想定して準備を行う必要があります。

この「三鷹市事業継続計画（震災編）」は、特に震災時に取り組む428の非常時優先業務とともに、同業務に従事する職員の体制、災害対策本部や避難所となる公共施設や情報連絡体制等の執務環境を整備するための施策等をまとめたものです。また、震災時においても着実に業務を遂行できるよう、246の優先度の高い非常時優先業務については、業務マニュアルも作成しました。

今後、平成24年度には「地域防災計画」の本格改定に伴う見直しをはじめ本計画の継続的な改善や実効性の確保に向けて「事業継続推進本部」（仮称）を設置し、三鷹市の危機管理機能の強化を図っていきたいと考えています。

同時期に策定した「第4次三鷹市基本計画」では、緊急プロジェクトとして「危機管理」を掲げています。今後、三鷹市の職員には、災害に強い自治体としての組織づくり、職員づくりを目指して、各自が災害対策を担う組織の一員としての自覚を持ち、この「事業継続計画」の内容を理解し、いざというときには着実に実践することを想定した訓練等を通して、危機管理の強化を図っていくことを期待します。

平成24年3月

三鷹市長

清原慶子

# 目 次

第1章 事業継続計画の策定	1
1 事業継続計画の基本的な考え方	1
（1）事業継続計画の意義	1
（2）三鷹市地域防災計画等との関係	2
（3）事業継続計画の適用範囲	3
（4）事業継続計画の発動・解除等	3
2 前提とする地震及び被害想定	4
3 非常時優先業務	6
（1）応急復旧業務の優先度	6
（2）通常業務の優先度	6
（3）非常時優先業務の選定	7
（4）課題と対応	8
第2章 事業継続に向けた取り組み	9
1 事業執行体制の確立	9
（1）震災時活動態勢	9
（2）閉庁時の震災時参集態勢	9
（3）災害対策本部の設置	11
（4）参集可能人員	12
（5）安否確認等	13
（6）協力団体等との連携	14
（7）支援の受け入れ	17
2 事業執行環境の整備	20
（1）市庁舎等（災害対策本部）	20
（2）避難所を設置する公共施設	24
（3）情報連絡体制	25
（4）情報システム	25
第3章 今後の取り組み	26
1 マニュアルの整備	26
2 事業継続マネジメントシステム（BCM）による推進	26
◎資料：優先度の高い非常時優先業務	27
◎資料：非常時優先業務票（例）	40

## 図表一覧

【図表1】事業継続計画のイメージ	1
【図表2】地域防災計画及び事業継続計画が対象とする業務	2
【図表3】想定地震	4
【図表4】気象条件等	4
【図表5】ライフラインの被害	4
【図表6】三鷹市の被害想定結果	5
【図表7】応急復旧業務の優先度	6
【図表8】通常業務の優先度	7
【図表9】非常時優先業務の優先度	8
【図表10】震災時活動態勢	9
【図表11】震災時参集態勢	10
【図表12】初動活動等	10
【図表13】参集後の態勢移行	11
【図表14】居住地別職員数	12
【図表15】参集可能人員	13
【図表16】民間協力団体等との協定締結状況	14
【図表17】他自治体との協定	17
【図表18】市長会アンケート回答	19
【図表19】災害対策本部の活動拠点等	20
【図表20】避難所を設置する施設（公共施設）	24



## 第1章 事業継続計画の策定

### 1 事業継続計画の基本的な考え方

多摩直下地震が発生した場合等には、行政自らが被災する可能性も高く、通常時における人員や執務環境を前提として事業を執行することは困難である。

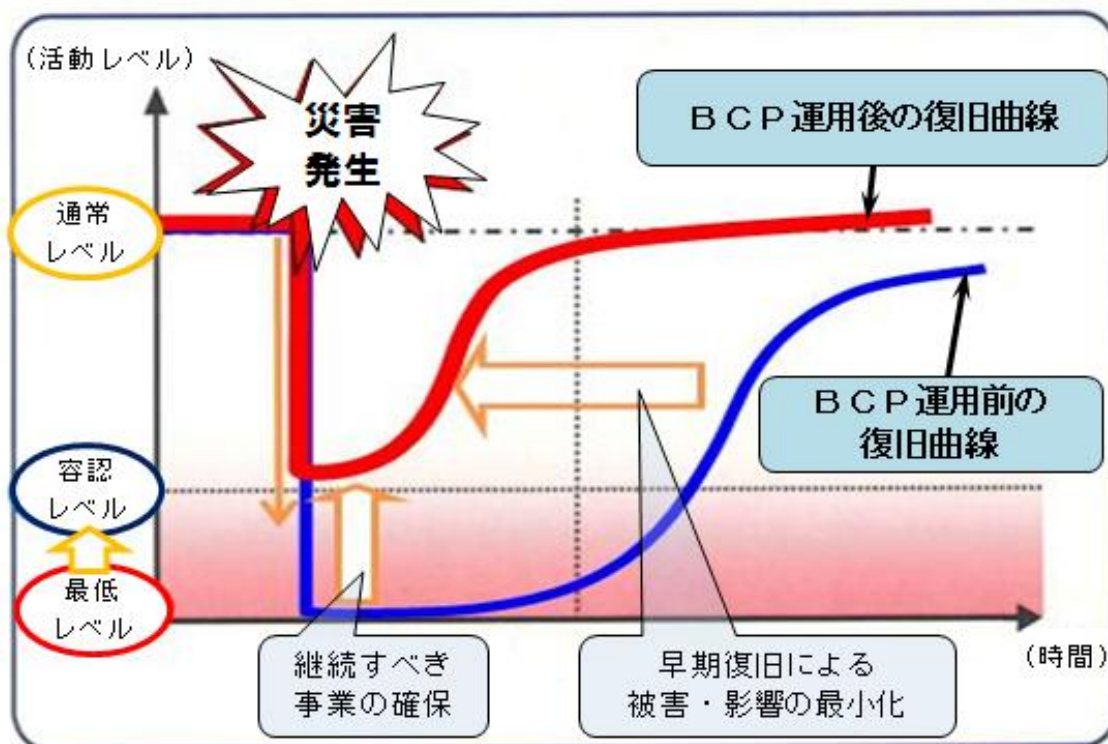
従って、発災時に行うべき業務をあらかじめ決めておき、限られた人員や資機材などの資源を効率的・効果的に投入し、早期の震災対応及び事業の継続を図ることが必要である（【図表1】参照）。

#### (1) 事業継続計画の意義

「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

「三鷹市事業継続計画（震災編）」（以下、「本計画」という。）は、震災時に優先的に取り組むべき重要な業務を「非常時優先業務」とするとともに、同業務の遂行に必要な体制や環境等について定めるものである。

【図表1】事業継続計画のイメージ



## (2) 三鷹市地域防災計画等との関係

三鷹市地域防災計画（平成 20 年 3 月改定。以下、「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づき、市や防災関係機関等が有する全機能を有効に発揮・連携して実施する総合的な計画であり、第 2 部「災害予防計画」において「事業継続計画の策定」を位置付けている。

一方、本計画は、市が実施する非常時優先業務の実効性を確保する個別計画であり、災害基本計画（平成 23 年 12 月 27 日修正）において新たに位置づけられた。

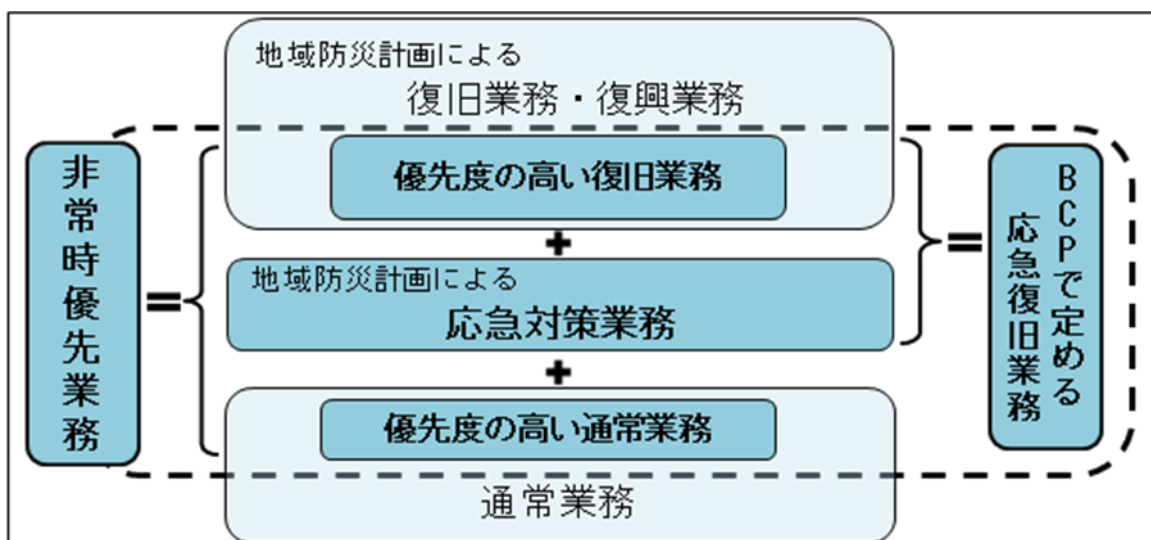
地域防災計画の対象となる業務は、予防業務・応急対策業務・復旧業務・復興業務である。

一方、本計画の対象となる非常時優先業務は、応急対策業務及び優先度の高い復旧業務（以下、「応急復旧業務」という。）並びに優先度の高い通常業務である（【図表 2】参照）。

地域防災計画は、平成 24 年度に応急復旧業務の見直し等の本格的な改定を行う予定であり、併せて本計画においても非常時優先業務の内容等を見直し、計画を推進することとする。

本計画は、三鷹市 ICT 事業継続計画（平成 23 年 3 月策定）と整合を図るものである。

【図表 2】 地域防災計画及び事業継続計画が対象とする業務





### (3) 事業継続計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市の業務とする。

ただし、非常時優先業務に関係する社会福祉協議会や避難所となる公共施設における指定管理者などの関係団体も当該業務に限り適用するとともに、当該団体に対して事業継続計画を策定することを要請する。

### (4) 事業継続計画の発動・解除等

本計画は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に発動する。

災害対策本部長（市長）は、発動した本計画について必要な指示をすることができる。

市長は、通常業務体制に復帰したときは、本計画を解除することができる。

#### <災害基本計画（平成 23 年 12 月 27 日修正）抜粋>

##### 公的機関等の業務継続性の確保

○国、地方公共団体等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効力ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

## 2 前提とする地震及び被害想定

本計画において前提とする地震及び被害想定は、地域防災計画で基本ケースとした多摩直下地震（プレート境界多摩地震）マグニチュード 7.3 とする。

【図表3】 想定地震

項 目	内 容
種 類	多摩直下地震(プレート境界多摩地震)
震 源	東京都多摩地域
規 模	M7.3
震源の深さ	約 30~50km

出典：地域防災計画（以下、この項において同じ）

【図表4】 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の夕方 18 時  風速 3m/秒 6m/秒 15m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅、飲食店などで火気器具利用が多い時間帯であり、これらを原因とする出火数が最も多い。</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅、飲食のため多数の人が滞留し、ビル倒壊や落下物等により被災する(昼間人口の死傷者数が最大)。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が拡大する。</li> </ul>
冬の朝 5 時  風速 6m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯で、多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する(夜間人口の死傷者数が最大)。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋外滞留者や鉄道、道路利用者は少なく、帰宅困難者の発生はほとんどない。</li> </ul>

【図表5】 ライフラインの被害

地震の種類		多摩直下地震
ライフライン の種類	電力（停電率）	21.4%
	通信（不通率）	19.7%
	ガス（供給停止率）	0.0%
	上水道（断水率）	29.5%
	下水道（下水道管きよ被害率）	15.6%

【図表6】三鷹市の被害想定結果

被害想定の種類	地震の種類		多摩直下地震				発災前基準値		
	地震発生時刻		冬季 5 時		冬季 18 時				
	風速		6m	3m	6m	15m			
夜間人口 (人)			171,612 [人]						
昼間人口 (人)			152,435 [人]						
面積 (km <sup>2</sup> )			16.50 [km <sup>2</sup> ]						
震度別面積率	5弱以下		0.0 [%]						
	5強		0.0 [%]						
	6弱		100.0 [%]						
	6強		0.0 [%]						
建物棟数	木造		36,991 [棟]						
	非木造		6,637 [棟]						
原因別建物全壊棟数	計		878 [棟]				43,628		
	ゆれ		849 [棟]						
	液状化		0 [棟]						
	急傾斜地崩壊		29 [棟]						
ゆれ・液状化建物全壊棟数	木造		808 [棟]				36,991		
	非木造		41 [棟]				6,637		
急傾斜地崩壊危険箇所									
火災	出火件数		8	13	13	13			
	焼失面積(km <sup>2</sup> )		0.41	0.96	3.61	3.82			
	焼失棟数	倒壊建物を含む	含む	1,384	2,937	11,034	11,694		
			含まない	1,305	2,853	10,612	11,214		
人的被害	死者	計 (人)		36	28	41	71	171,612	
		建物被害		29	15	15	15		
		屋内収容物		3	2	2	2		
		急傾斜地崩壊		4	2	16	45		
		火災		—	9	9	9		
		ブロック塀等		—	0	0	0		
	負傷者	計 (人)		1,917	1,342	1,701	1,730	171,612	
		ゆれ・液状化建物被害		1,367	837	837	837		
		屋内収容物		426	278	278	278		
		急傾斜地崩壊		4	2	2	2		
		火災		120	112	471	500		
		ブロック塀等		—	105	105	105		
		落下物		—	8	8	8		
		うち重傷者	計 (人)		185	144	222	228	
			ゆれ・液状化建物被害		83	53	53	53	
			屋内収容物		73	48	48	48	
急傾斜地崩壊			2	1	1	1			
火災			27	25	103	109			
ブロック塀等			—	17	17	17			
落下物		—	0	0	0				
避難者 (1日後)	発生数 (人)		—	—	60,426	62,634	171,612		
帰宅困難者	発生数 (人)		—	18,686	18,686	18,686			
エレベーター閉じ込め台数			—	50	50	50			
災害時要援護者	死者数 (人)		—	—	12	22			
自力脱出困難者 (人)	発生数 (人)		—	118	118	118			
震災廃棄物 (万 t)			27	32	58	60			

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

### 3 非常時優先業務

非常時優先業務の選定にあたっては、全ての応急復旧業務及び通常業務を抽出し、発災から当該業務を開始又は再開しなければならない時間を基準とした優先度により決定することとした。

非常時優先業務のうち特に優先度の高い業務については、当該業務における事務処理・必要人員・執務環境・システム等を把握するため、「非常時優先業務票（業務プロセス・必要資源）」を作成した。

#### （1）応急復旧業務の優先度

応急復旧業務については、地域防災計画に基づき三鷹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の各班の業務を洗い出し、個々の業務について、「発災後、ただちに開始する業務（優先度S）」から「発災後、1週間以内に開始しなければならない業務（優先度C）」までの4段階の優先度を設定した。

応急復旧業務の総数は209であり、優先度ごとの業務数は【図表7】のとおりである。

【図表7】 応急復旧業務の優先度

優先度	基準	業務数
S	発災後、ただちに開始しなければならない業務	77
A	発災後、24時間以内に開始しなければならない業務	71
B	発災後、3日以内に開始しなければならない業務	21
C	発災後、1週間以内に開始しなければならない業務	40
合	計	209

出典：防災課において作成（以下、出典が未記入の場合は防災課作成）

#### （2）通常業務の優先度

通常業務については、各課において所掌する業務を洗い出し、個々の業務について、「発災後、24時間程度で再開しなければならない業務（優先度A）」から「発災後、1週間経過後に開始する業務（優先度D）」までの4段階の優先度を設定した。

通常業務の総数は1,985であり、優先度ごとの業務数は【図表8】のとおりである。

【図表8】通常業務の優先度

優先度	基 準	業務数
A	発災後、24時間程度で再開しなければならない業務	32
B	発災後、3日程度で再開しなければならない業務	45
C	発災後、1週間程度で再開しなければならない業務	142
D	発災後、1週間経過以降に再開する業務	1,766
合	計	1,985

### (3) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務及び優先度の高い非常時優先業務等の選定は、応急復旧業務及び通常業務における優先度を基準として行った。

なお、ホームページの運用及び管理に関する業務など通常時においても震災時においても実施する業務で、業務内容が震災時対応に特化する業務については、応急復旧業務として分類した。

#### <非常時優先業務等の選定基準>

○発災後から1週間以内(程度)に業務を開始(再開)しなければならない業務(優先度SからCまで)を非常時優先業務とする。

○発災後から3日以内(程度)に業務を開始(再開)しなければならない業務(優先度SからBまで)を特に優先度の高い非常時優先業務とする。

非常時優先業務は、全ての応急復旧業務(209業務)及び優先度①高い通常業務(219業務)の計428業務となった(【図表9】参照)。

優先度の高い非常時優先業務は、応急復旧業務(169業務)及び優先度①高い通常業務(77業務)の計246業務となった。

優先度の高い非常時優先業務については、「非常時優先業務票(業務プロセス・必要資源)」を作成した(資料参照)。

【図表9】非常時優先業務の優先度

優先度	基 準	業務数
S	発災後、ただちに開始しなければならない業務	77
A	発災後、24 時間以内（程度）に開始（再開）しなければならない業務	103
B	発災後、3日以内（程度）に開始（再開）しなければならない業務	66
C	発災後、1 週間以内（程度）に開始（再開）しなければならない業務	182
	合 計	428

#### （4）課題と対応

非常時優先業務のうち応急復旧業務は、平成 24 年度における地域防災計画の改定において、業務や内容等の見直しを行うこととしている。また、通常業務においても権限の移譲や事務事業の見直し、ICTの活用等により、業務の増加や廃止、実施方法の改善等が想定される。

従って、非常時優先業務については、最新の内容を把握し、適切に管理するとともに通常時から優先性を含めた見直しを行うことが重要である。

特に、優先度の高い非常時優先業務については、非常時優先業務票の見直し充実を図る必要がある。

今後の災害対策本部訓練をはじめとする防災訓練においては、地震の発生時や資源の被災状況について様々なケースを想定し、応急復旧業務だけでなく優先度の高い通常業務についても実践的な訓練を実施し、非常時優先業務の実施方法等について検証・改善していく必要がある。

## 第2章 事業継続に向けた取り組み

### 1 事業執行体制の確立

地震は、昼夜を問わず発生するものであり、これに対応する事業執行体制は、地震の発生が市役所の開庁時のみならず閉庁時についても想定する必要がある。

そこで、地域防災計画及び「震災時緊急対応対策」（平成24年2月策定）では、震度に応じた震災時活動態勢を定めるとともに、閉庁時における震災時参集態勢を定めている。

#### （1）震災時活動態勢

開庁時において市域に地震が発生した場合、これまでは総務部長の報告等により市長が被害状況に応じた震災活動態勢の指令を発することとしていた。しかし、東日本大震災時をふまえ、迅速に一定の人員を確保するという観点から震災時緊急対応対策において、震度に応じて自動的に震災時活動態勢を決定することとした（【図表10】参照）。

【図表10】震災時活動態勢

名称	震度	態勢	動員数
震災第一活動態勢	震度5弱	1 被災状況等の情報収集 2 被害の発生を防御するための措置の強化 3 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 4 通信情報活動	20%以上
震災第二活動態勢	震度5強	1 震災第一活動態勢の強化 2 局地災害に直ちに対処できる態勢	50%以上
震災特別活動態勢	震度6弱以上	本部の全力をもって対処する態勢	100%

出典：「震災時緊急対応対策」平成24年2月

#### （2）閉庁時の震災時参集態勢

震災時緊急対応対策では、閉庁時の職員の参集態勢についても震災時活動態勢と同様の観点から、震度5弱の場合は職員の50%以上を動員する震災非常参集態勢、震度5強以上の地震が発生した場合は職員の100%を動員する震災特別非常参集態勢が自動的に決定することとした。

【図表 11】 震災時参集態勢

名 称	震 度	参集目標人員
震災非常参集態勢	震度5弱	50%以上
震災特別非常参集態勢	震度5強以上	100%

出典：同前

職員の集合場所は、本庁職員にあつては市民センター本部、それ以外の職員にあつては所属する各施設（勤務先）であり、それぞれの職員の初動活動等は【図表 12】 のとおりである。

なお、震度4の場合は、防災課職員が自動的に執務室に参集する「情報連絡参集態勢」、震度3以下の場合は、防災課職員が必要に応じて執務室に参集する「情報収集参集態勢」としている。

【図表 12】 初動活動等

対象職員	集合場所	初動活動の内容	初動活動後の活動
本庁職員	市民センター本部 （所属課）	1 市災害対策本部を立ち上げるための準備（被災状況の集約、関係者の安否確認など） 2 市災害対策本部の初動任務の遂行	1 課長又は班長の指示により非常時優先業務に従事 2 課長及び班長は業務執行状況・人員等の情報を共有
本庁職員以外	自分の所属する各施設 （勤務先）	1 各施設の被災状況・避難状況等の把握（本部の各所属班長へ報告） 2 本部の指示を仰ぎながら応急対策業務に従事（各避難所の開設や応援、関係者の安否確認など）	1 避難所となる施設の職員は避難所担当職員として非常時優先業務に従事 2 避難所とならない施設の職員は、本部の指示により非常時優先業務に従事（地域内の避難所の応援など）。

出典：地域防災計画



### (3) 災害対策本部の設置

震度5強以上の地震が発生した場合には、三鷹市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が自動的に設置される。

また、東日本大震災時のように三鷹市における震度が5弱の場合であっても、市長が必要と認めるときは、災害対策本部が設置される。

災害対策本部の組織等は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、三鷹市災害対策本部条例（昭和38年7月20日条例第31号）及び同施行規則に基づき、市長を本部長とし、本部長室、部及び班をもって構成する。


参集初期において職員の参集が極めて少ない段階では、職員の所属によらず参集した職員から順次初動班を編成し適宜対応するとともに、参集者の増加に依りて統括班体制・部班態勢に移行する（【図表13】参照）。

地震発生後、速やかに情報連絡体制を確立するとともに、第1回災害対策本部会議は、閉庁時にあっても地震発生から1時間程度で開催することとする。

災害対策本部会議は、原則として毎日、定時定刻に開催することを原則とし、必要に応じて本部長が随時招集する。

震災時緊急対応対策では、嘱託職員等においても優先度の高い通常業務及び後方支援を中心とした応急復旧業務に従事することとしたが、今後は、閉庁時における参集人員の対象とすることも検討する必要がある。

【図表13】参集後の態勢移行

参集職員	態勢	内容
<b>少数</b> 	初動班態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参集者数が非常に限られた初期における態勢。</li> <li>○参集筆頭者の指示により、情報収集、人命救助、本部設営準備等 など緊急性が非常に高い活動を最優先に行う。</li> </ul>
	統括班態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部班を構成するには、要員が不足する状況における態勢。</li> <li>○優先度の高い活動を統括班の単位で実施する。</li> </ul>
	部班態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の部班を編成した状況における態勢。</li> <li>○部班態勢により本格的な応急対策活動を行う。</li> </ul>

#### (4) 参集可能人員

参集可能人員の算出にあたっては、先ず、平成 23 年 4 月 1 日現在における職員の居住地を「市内」・「隣接市区」・「直線距離約 20 km 圏内」・「直線距離約 20 km 圏外」に分類した。

【図表 14】居住地別職員数

居住地	市内	隣接市区	約 20km 圏内	約 20km 圏外	合計
職員	284 人	344 人	313 人	99 人	1,040 人
うち管理職	46 人	39 人	59 人	17 人	161 人
居住率	27%	33%	30%	10%	100%
うち管理職	29%	24%	37%	11%	100%

※ 隣接市区＝武蔵野市・調布市・府中市・小金井市・杉並区・世田谷区

次に職員の参集は徒歩によること、また、発災時は道路等の被害・交通状況の悪化・安否確認等により通常よりも時間を要することを勘案し、職員が居住地から参集場所までに要する時間（参集時間）を以下のように設定した。

#### < 参集時間についての仮定 >

- 市内在住者は、発災後 3 時間までに参集可能とする。
- 隣接市区在住者は、発災後 6 時間までに参集可能とする。
- 直線距離 20 km 圏内在住者は、発災後 24 時間までに参集可能とする。
- 全職員が、発災後 72 時間までに参集可能者とする。

また、震災時には、職員の死亡や負傷、家族の死亡や負傷、自宅の被災等により職員が参集できない可能性もあるので、これを職員の参集不可能率として以下のように設定した。

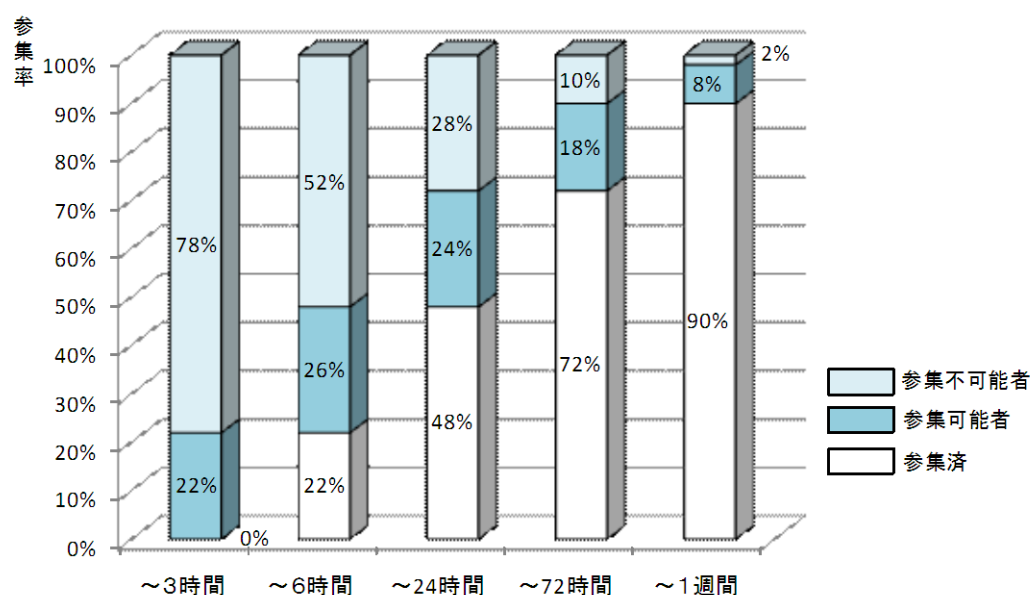
#### < 参集不可能率の設定 >

- 発災後 24 時間までは、参集人数の 20% が参集不可能となる。
- 発災後 24 時間から 72 時間までは参集人数の 10% が参集不可能となる。
- 発災後 72 時間から 1 週間までは参集人数の 2% が参集不可能となる。

以上により算出した参集可能人員は、発災後3時間までに職員の約2割、発災後6時間までに職員の約半数であった（【図表 15】参照）。

【図表 15】 参集可能人員

参集時間		～3時間	～6時間	～24時間	～72時間	～1週間
参集可能人員	職員数（累計）	228人	503人	753人	936人	1,020人
	うち管理職	37人	68人	116人	145人	158人
参集率（累計）		22%	48%	72%	90%	98%



#### （5）安否確認等

職員は、非常時優先業務に専念できるようにするため、家族の安否や自宅の被害状況等の情報についてメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法をあらかじめ確認し、操作方法等に習熟しておくことが必要である。

職員の担当業務によっては、家族との連絡が取れない状態であっても非常時優先業務に従事しなければならない場合も想定されるので、他の職員が家族の安否確認等を行い、当該職員に伝える体制を検討する必要がある。

また、震災時における極度の緊張等の状況下を勘案し、適切な休憩の取得、業務の交代等を実施し、非常時優先業務を安定的な遂行できる体制を確保する必要がある。

## (6) 協力団体等との連携

市では、非常時優先業務を迅速に遂行する体制を確保するため、民間協力団体等と緊急食料の確保、道路障害物の除去、橋梁等公共施設の応急復旧、医薬品・医療資器材の調達、下水道管路の応急措置等に関して39件の協定を締結している（【図表16】参照）。

市と協定を締結している民間の協力団体の上部団体が、東京都等と協力協定を締結していたり、民間の協力団体に属する事業者が他市区町村と協力協定を締結しているため、東京都や他の市区町村との間で協力団体等が重なり合うケースがある。

そこで、非常時優先業務の遂行を確保するため、協定の締結状況等について調査するとともに、資機材の調達や人員の確保について関係者間で調整する必要がある。

協定の実効性を確保するため、協力関係団体に災害対策本部訓練や防災関係機関連携訓練等への積極的な参加・協力を要請し、実践的な連携訓練を実施する必要がある。

また、締結した協定の内容の深化を図るとともに、様々な事態に備えるため幅広く民間協力団体との協力協定の締結を推進し、連携体制を強化拡充する必要がある。

【図表16】民間協力団体等との協定締結状況

No.	名 称	相 手 方	内 容
1	災害時の米穀供給に関する協力協定	三鷹市米穀小売商組合	緊急食料の提供
2	災害時の麺類等の提供に関する協定	東京都麺類協同組合三鷹支部	麺類等の提供
3	災害時の医療救護活動に関する協定	三鷹市医師会	医療救護活動への協力
4	災害時における道路・下水道等の応急対策に関する協力協定	三鷹市建設業協会	建設用資機材の提供・道路・下水道被害の応急措置
5	災害時における応急対策業務に関する協定	三鷹市管工事業協同組合	上下水道管等の復旧及び震災対策給水施設の応急給水

6	災害時における応急対策業務に関する協定	村上工業・村上工業所	上下水道管等の復旧及び震災対策給水施設の応急給水
7	災害時の食肉類の確保に関する協力協定	東京都食肉事業協同組合三鷹支部	食肉類の提供
8	災害時における非常災害用井戸の利用に関する協定	(株)ジェーシービー	非常災害用井戸を利用した生活用水等の応急給水
9	災害時における協力に関する覚書	三鷹郵便局	車両・施設の提供・情報の相互提供
10	避難所等施設利用に関する協定	東京都立三鷹高等学校	避難場所の提供
11	災害時における三鷹商工会の協力に関する協定	三鷹商工会	道路啓開等の道路及び下水道等被害に対する応急措置 緊急物資の提供及び搬送等
12	災害時等におけるし尿処理に関する協定	栄昇産業(株)、志賀興業	仮設便所を含めたし尿収集運搬及び処理
13	避難所等施設利用に関する協定	学校法人明星学園	避難場所の提供、備蓄倉庫の整備
14	災害時の歯科医療救護についての協定	東京都三鷹市歯科医師会	災害時における医療救護班の派遣
15	災害時における日本無線株式会社三鷹製作所の協力に関する協定	日本無線株式会社三鷹製作所	防災無線の優先復旧、無線機器の貸与、社宅の使用
16	災害時における富士重工業株式会社東京事務所の協力に関する協定	富士重工業株式会社東京事業所	井戸の利用、避難場所の提供、社宅の使用
17	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	東京都トラック協会多摩支部	緊急輸送に必要な車両及び運転手の提供
18	災害時の医療救護活動についての協定	三鷹市薬剤師会	救護所における調剤及び服薬指導、救護所等における医薬品の管理
19	災害時における学校法人国際基督教大学の協力に関する協定	国際基督教大学	井戸の利用、避難場所の提供
20	災害時における農地の活用及び生鮮食品の調達に関する協定	JA 東京むさし	緊急避難場所、仮設住宅建設地、復旧資材置き場等に使用するための農地提供、生鮮食品の提供
21	防災パートナーシップに関する協定	三鷹国際交流協会	災害発生時の外国人被災者に対する通訳・安否確認などの応急対策活動への協力

22	災害時における救出救助業務等の協力に関する協定	社団法人東京都自動車整備振興会武蔵野・三鷹支部	自動車整備振興会の会員が日常使用しているジャッキ、バル等工具の活用並びに救出救助活動への協力
23	一時避難場所の敷地利用に関する協定	学校法人立教女学院	避難場所の提供
24	災害時におけるボランティア活動に関する協定	三鷹市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置・運営に必要な業務
25	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定	東京多摩青果株式会社	災害時の青果物の提供及び避難場所としての敷地の一部利用
26	災害時の緊急出動用建設機械「緊急出動パワーショベル鷹2」による救出救助業務等の協力に関する協定	株式会社丸利根アペックス	災害時緊急出動用建設機械を操作して、倒壊家屋等から生存者の救出及び障害物除去等の業務
27	災害時における応急救護活動に関する協定	三鷹市接骨師会	災害時の傷病者に対する応急救護活動
28	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合三鷹支部	災害時の避難所生活における高齢者等への理容の衛生活動
29	災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに関する協定	三鷹市助産師会	妊産婦及び乳児に対する心身のケア支援及び応急救護活動など
30	災害時における応急食料品の優先供給に関する協定	山崎製パン株式会社武蔵野工場	災害時の応急食料品の優先供給
31	災害時における緊急放送に関する協定	武蔵野三鷹ケーブルテレビ株式会社	災害時等の緊急放送の実施
32	災害時における医薬品等の優先供給に関する協定	酒井薬品株式会社	災害時において、緊急に医薬品等を調達する必要があるときの医薬品等の優先供給
33	災害時における福祉用具の優先供給に関する協定	株式会社サカイ・ヘルスケア	災害時において、緊急に福祉用具を調達する必要があるときの福祉用具の供給
34	災害時における飲料の優先供給に関する協定	東京珈琲・ホットリッパ株式会社三鷹営業所	災害時において、緊急に飲料を調達する必要があるときの飲料の優先供給
35	災害時における動物救護活動に関する協定	東京都獣医師会武蔵野三鷹支部	災害時における動物救護活動の実施

36	災害時における棺等の優先供給に関する協定	三鷹市葬祭業組合	災害時において、緊急に棺等を調達する必要があるときの棺等の優先供給
37	災害時における施設等の使用協力に関する協定	独立行政法人海上技術安全研究所	災害時における生活用水給水及び災害対策本部保管のための施設使用
38	災害時における公共施設等の応急復旧業務に関する協定	三鷹市電設防災協会	災害時における公共施設等の電気設備の被害に対する応急復旧
39	災害時における避難所等施設利用に関する協定	学校法人ルーテル学院大学	災害時における避難所施設及び広域避難場所スペースの提供、備蓄倉庫の設置

出典：地域防災計画（一部修正）

### （7）支援の受け入れ

現在、市では、他の自治体と震災時における職員派遣や資機材の提供等に関する相互応援協定を5件締結している（【図表 17】参照）。

市と社会福祉協議会は、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しており、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害ボランティアセンターを設置し、両者が相互に連携して災害ボランティアの受け入れや支援活動の応援を行うこととしている。

【図表 17】他自治体との協定

No.	協 定 名 等	相手方又は構成自治体	概 要
1	震災時の相互応援に関する協定	多摩地域 26 市 3 町 1 村	被災市町村が他の市町村に要請する応急の円滑な遂行
2	多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定	東京都水道局・23 市町	応急復旧及び応急給水に必要な事項に係る被災市町への円滑な応援
3	姉妹市町災害相互応援協定	矢吹町	被災市町の応急対策・復旧対策の円滑な遂行のための職員派遣・資機材の提供等
4	姉妹都市災害相互応援協定	たつの市	被災市の応急対策・復旧対策の円滑な遂行のための職員派遣・資機材の提供等

5	ホークス5市町災害応援協定	北海道鷹栖町 秋田県北秋田市 山形県白鷹町 長崎県松浦市	被災市町の応急対策・復旧対策の円滑な遂行のための職員派遣・資機材の提供等
---	---------------	---------------------------------------	--------------------------------------

出典：地域防災計画

※ホークスサミットは平成 19 年 3 月末をもって解散されたが、災害応援協定に基づく防災協力を行うこととしている。

東京都市長会が平成 24 年 2 月にまとめた提言「広域連携による災害時人的支援について」によれば、「支援を受けることを想定し、あらかじめ何を準備しておくことが重要だと考えますか」との問いに対して、東日本大震災時に被災地に派遣された職員の 40%、派遣した市の人事担当者の 42%が、「支援を求める業務の抽出」を挙げている（【図表 18】参照）。

同提言では、発災直後に自治体が行う支援業務は、物資の搬出入や避難所の設置・運営、応急危険度判定等であるが、時間が経過するにつれ被災者の心のケアや被災証明等の発行、復旧業務等へと変化していることを指摘している。

震災時緊急対応策においても、東日本大震災の教訓として、緊急物資等の物的支援や職員派遣等の人的支援において被災地のニーズを把握することの重要性、時間の経過とともにニーズが変化することへの対応等を挙げた。

他自治体職員やボランティア等に支援をお願いする業務については、被災からの経過時間等も考慮しながらあらかじめ選定しておく必要がある。

事業執行体制を確保するため、今後も自治体間の相互応援協定の締結を推進するとともに、支援者の宿泊場所や食料などの生活環境にも配慮した受け入れ体制を構築する必要がある。



【図表 18】市長会アンケート回答（質問：支援を受けることを想定し、あらかじめ何を準備しておくことが重要だと考えますか）

回 答	人事担当者回答数	派遣職員回答数
他市との災害協定締結などの連携	5人（19%）	55人（21%）
支援を求める業務	11人（42%）	106人（40%）
支援者との調整を担当する人材の育成	6人（23%）	67人（25%）
支援者のための活動拠点の確保	2人（8%）	17人（6%）
その他	2人（8%）	22人（8%）
計	26人（100%）	267人（100%）

出典：東京都市長会「広域連携による災害時人的支援について」平成24年2月

## 2 事業執行環境の整備

非常時優先業務に取り組むためには、市庁舎をはじめとした施設や情報連絡手段・震災時に必要となる資機材等の確保など事業の執行及び継続を保障するための環境を整備する必要がある。

### (1) 市庁舎等（災害対策本部）

地域防災計画では、本庁舎・第2庁舎・教育センター・公会堂を災害対策本部の活動場所として位置付けている（【図表 19】参照）。

本庁舎及び第2庁舎は、耐震性能を満たしており、公会堂の耐震工事及び公会堂別館の建替え工事は平成24年度に完了予定である。教育センターについては、平成26年度に耐震補強設計を実施する予定である。

第4次三鷹市基本計画では、第3部第4「災害につよいまちづくりの推進」において、「…災害対策本部を設置する施設及び災害時に避難所を設置する施設である学校等の「防災上重要な公共建築物」について、平成28年度までに耐震化率を100%とすることを目標に耐震化を図ります。また、「特定建築物」「防災上重要な公共建築物」以外の施設についても、耐震診断の実施・耐震化を促進します。」としている。

【図表 19】 災害対策本部の活動拠点等

	利用計画	施設名
災害対策本部の活動拠点となる市民センター周辺施設	市災害対策本部の活動場所	本庁舎・教育センター 第2庁舎・公会堂
	支援物資の配送拠点又はストックヤード	市民センター中庭 第一中学校
	遺体安置所	第一体育館
	遺体収容場所（検視・検索・仮安置）	第二体育館

出典：地域防災計画

平成28年度に竣工予定の新川防災公園・多機能複合施設（仮称）には、防災課・福祉会館・総合保健センター等を集約し、震災時には通常時の施設利用から機能を転換して災害対策本部・消防団本部・災害ボランティアセンター本部・災害医療対策実施本部等の防災センター機能をもった活動拠点として整備するこ

ととしている。

また、同施設には、市内の被災状況等を把握するための災害情報システム等を導入し、災害対策本部の迅速な活動及び機能強化を図る。

本 庁 舎	
電力	<p>○停電時の電力供給は、本庁舎地下2階の非常用発電機により、本庁舎、第二庁舎に供給する（第三庁舎にも供給可能）。</p> <p>○震災時の供給範囲は、照明・コンセント・消防用水ポンプ等非常用動力・防災行政無線基地局である。</p> <p>○発電機の性能等は、電力供給可能時間（約72時間）、発電機出力（625kVA）、燃料タンク容量（9,000リットル）、燃料種類（A重油）である。</p>
水道	<p>○上水道が停止した場合、飲料水は、受水槽及び市民センター地下貯水槽から供給する。</p> <p>①受水槽の設置場所は本庁舎地下2階、容量は10m<sup>3</sup>である。</p> <p>②地下貯水槽は耐震性貯水槽飲料水兼用型であり、設置場所は市民センター北西角、容量は100m<sup>3</sup>である。</p>
空調	<p>○停電時、空調換気はできない。ただし、本庁舎4階電算機室は、非常用発電機運転により、空調ができる。</p>
電話	<p>○市庁舎の通話用電話は、以下の3種類である。</p> <p>① 外線IP電話対応の交換機に接続された一般電話機。 交換機を経由し、内線電話及び外線電話を使用する通常の電話。</p> <p>② IP電話故障時のバックアップ用アナログ電話（7回線分）</p> <p>①が不通となったときに使用する電話回線で、一般の電話機で使用可能。 ただし、発信時の操作方法は変更する必要がある。</p> <p>③アナログ直通電話（防災課執務室などで、4回線分使用可。） 震災時に優先電話として臨時設置する電話回線である。</p> <p>○ 停電時、電話交換機は直流電源装置で稼働する。 IP電話関連機器は、非常用発電機の電力に切り替わるまでUPSで稼働する。</p>
エレベーター	<p>○ロープ式昇降機 2台</p> <p>強い地震を感知すると進行方向最寄りの階で停止する。 一定時間扉が開いた後は、外から扉が開けられなくなる。 加速度80ガル以上で1分間停止、150ガル以上で保守業者の復帰操作が必要。 停電時は、バッテリー動作により最寄り階に着床し、停止する。</p>

第 二 庁 舎	
水 道	○上水道が停止した場合の飲料水は、受水槽から供給する。 受水槽設置場所：第二庁舎地下1階／容量：9m <sup>3</sup>
空 調	○停電時、空調換気はできない。
電 話	○外線 I P 電話対応の交換機に接続された一般電話機。 交換機を経由し、内線電話及び外線電話を使用する通常の電話。
エレベーター	○油圧式昇降機 1 台 強い地震を感知すると進行方向最寄りの階で停止する。 一定時間扉が開いた後は、外から扉が開けられなくなる。 加速度30ガル以上で1分間停止、60ガル以上で保守業者の復帰操作が必要。 停電時は、バッテリー動作により最寄り階に着床し、停止する。

教 育 セ ン タ ー	
電 力	○教育センター地下1階に非常用発電機あり ○震災時の供給範囲は、非常用照明、消防用ポンプである。 ○発電機は手動式、性能等は、電力供給可能時間（約72時間）、発電機出力（65 kVA）、燃料タンク容量（46リットル）、燃料種類（軽油）である。
水 道	○上水道が停止した場合は断水する。ただし、屋上受水槽（9m <sup>3</sup> ）までは供給可能であり、給水管の直結化を予定している。
空 調	○停電時、空調・換気はできない。
電 話	本庁舎の回線を使用する。
エレベーター	○ロープ式昇降機 1 台 予備電源装置なし。強い地震を感知すると、最寄り階に停止する。

※ 第 三 庁 舎	
電 力	○本庁舎非常用発電設備から供給（照明・コンセント・消防用設備）
水 道	○上水道が停止した場合は断水する。
空 調	○停電時、空調換気はできない。
電 話	本庁舎の回線を使用する。
エレベーター	設備なし

執務環境については、転倒したオフィス家具や散乱した物品の整理に時間をとられることなく迅速に非常時優先業務を遂行できるようにするため、オフィス家具転倒防止対策を推進する必要がある。

電源については、非常用電源の供給可能時間や電気容量が限られているので、震災時は、通常時にまして必要以外の機材のコンセントを抜くなど電気消費量の抑制を図る必要がある。

電力については自力確保を前提とし、避難所となる公共施設等への対応も含めて蓄電機能の活用を検討するが、被災状況等により必要に応じて電力事業者への発電機車の派遣等を要請する。

飲料水については、受水槽・貯水槽による供給を補完するとともに、市内での業務の従事に携行するためペットボトル飲料水を一定程度確保する必要がある。

また、震災時は排水施設が被害を受けている可能性があるため、トイレ等の水を流さないようにする対策についてマニュアル化する。

食料については、市民センター内災害対策用備蓄倉庫に一定量を確保するとともに、避難所となる施設においても各施設において備蓄することとしている。

コピー用紙や蛍光灯、乾電池、トイレトーパー等の事務用品等については、応急復旧業務に必要なものも含めて通常時から一定量を確保しておく必要がある。

重機や部品等備蓄に適さないものについては、業界との協定等により確実に確保できる体制を構築するとともに、震災時の破損や不足に対応するための調達方法も含めてマニュアル化することとする。

## (2) 避難所を設置する公共施設

地域防災計画では、避難所を設置する公共施設として下表の 35 施設を指定している。

【図表 20】避難所を設置する施設（公共施設）

＜地域拠点（地域避難所）＞ コミュニティ・センター	各地域の防災拠点として各地区自主防災組織本部を設置。地域の拠点	大沢・牟礼・井口・井の頭 新川中原・連雀・駅前
＜学校拠点（学校避難所）＞ 市立小中学校（第 1 中学校を除く）	周辺被災者の水・食料等の供給拠点、校庭は一時避難場所となる。	小学校 15 校 中学校 6 校
＜福祉拠点（二次避難所）＞ 高齢者・障がい者等福祉施設	要介護者用避難所として医療や介護を要する高齢者を一時収容する。	北野ハピネスセンター 特別養護老人ホームどんぐり山 老人保健施設はなかいどう 高齢者センターけやき苑 下連雀複合施設 福祉コアかみれん 新川作業所

出典：地域防災計画。（※2）参照

（※1）一中については、市民センター中庭とともに災害対策本部の活動拠点（支援物資の配送拠点・ストックヤード）としているので、学校拠点（学校避難所）には位置付けていない。

（※2）公共施設以外の避難所には、＜福祉拠点＞に弘済ケアセンターが、＜協定に基づき避難所を開設する学校拠点（協定避難所）＞として都立三鷹高校・明星 学園小中学校・国際基督教大学・ルーテル学院大学（平成 24 年 2 月 14 日協定締結）がある。

避難所については、防災基本計画において「地方公共団体は、…備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する」とされたこと等を踏まえ、備蓄スペースの確保とともに備蓄品を拡充する必要がある。

備蓄品の選定にあたっては、女性・高齢者・障がい者・乳幼児等の視点やニーズを踏まえるものとする。

### (3) 情報連絡体制

被害想定では、電話の不通率は 19.7%であり、加えて発災直後は安否確認等がピークとなるため、一般電話や携帯電話は非常につながりにくい状態となることを前提としなければならない。

震災時における情報連絡については、災害対策本部と避難所等となる公共施設や協定を締結した民間団体、防災関係機関等とはデジタルMCA無線（以下「MCA無線」という。）により行うこととしている。

現在、MCA無線はコミュニティ・センターや小中学校、市立保育園など市内に 181 局を設置しているが、さらに帰宅困難者対応を含めた情報連絡体制の強化を推進するため、今後は、公設民営保育園や小学校から離れた場所に設置されている学童保育所などにも配備する必要がある。

災害対策本部における情報連絡体制の強化を図るため、震災発生後の市内の被害状況の調査等を行っている調査連絡班員への携帯型MCA無線の配備や衛星携帯電話の活用を検討するとともに、無線機操作の習熟を図る訓練を定期的に行い、震災時における情報連絡体制を確実に運用できるようにする必要がある。

なお、東京都災害対策本部や他市区町村災害対策本部との情報連絡については、東京都防災行政無線により行う。

### (4) 情報システム

情報システムは、非常時優先業務、特に優先度の高い通常業務の遂行にとって不可欠であり、市では、平成23年3月に「三鷹市ICT事業継続計画」を策定したところである。

同計画に基づき情報システムの機能の確保を図るとともに、災害対策本部において当該業務を担当する班の新設など位置付けの見直しなど体制を強化する必要がある。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備にあたっては、震災時における市内の被災状況、救出救援に関する情報、被災者の避難状況など災害対策本部が必要とする情報を迅速に収集・整理するシステムの導入をめざすとともに、安否確認、り災証明の発行等に対応するシステムの構築を図る必要がある。

### 第3章 今後の取り組み

#### 1 マニュアルの整備

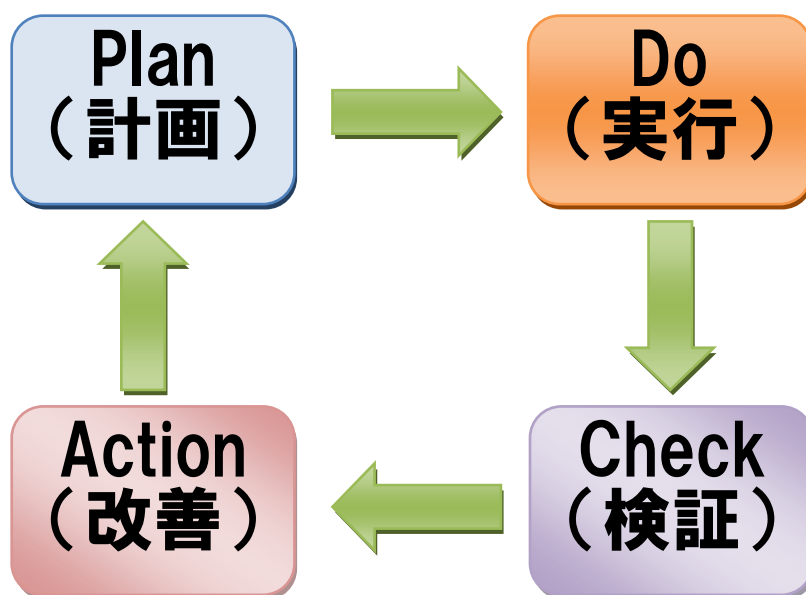
本計画は、非常時優先業務を中心として震災時における事業執行体制や事業執行環境の確保に必要な事項を包括的にまとめたものであり、個々の課題への対応は、より具体的かつ詳細に示すべきものが少なくない。

従って、計画の中でマニュアルを作成するとしたもの以外についても、平成24年度の地域防災計画の改定をはじめとした見直し作業において逐次マニュアル化を図るとともに、防災訓練の実施等における検証とその反映による改善を適宜行っていくこととする。

#### 2 事業継続マネジメントシステム（BCM）による推進

非常時優先業務を効果的に遂行するためには、本計画で示した内容を実行し、その結果の検証に基づき計画を改善するマネジメントシステムを確立し、実効性を担保する必要がある。

そこで、PDCAサイクルを通じて本計画の持続的改善を図る事業継続マネジメントシステム（BCM）を推進する全庁的な組織として「三鷹市事業継続推進本部」（仮称）を設置する。





◎ 資料：優先度の高い非常時優先業務

(1) 応急復旧業務

No.	業務名称
1	本部長室の設置に関する業務
2	本部長室の運営・庶務に関する業務
3	災害対策本部の設置に関する業務
4	災害対策本部の運営・庶務に関する業務
5	部・班長会議の庶務に関する業務
6	防災行政無線同報系設備の動作確認・統括に関する業務
7	防災行政MC A無線設備の動作確認・統括に関する業務
8	災害対策本部参集システムの動作確認・統括に関する業務
9	エリアメールの動作確認・統括に関する業務
10	災害対応型自動販売機の動作確認・統括に関する業務
11	JCN行政緊急告知放送システムの動作確認・統括に関する業務
12	Em-Net の動作確認・統括に関する業務
13	J-ALERT の動作確認・統括に関する業務
14	都防災行政無線システムの動作確認・統括に関する業務
15	情報の収集・集約・整理に関する業務
16	情報の伝達に関する業務
17	避難準備・避難勧告・指示の発令及び警戒区域の設定に関する業務
18	緊急輸送全般の調整に関する業務
19	他自治体への応援要請等に関する業務
20	公共的団体等民間協力団体への協力要請に関する業務

21	民間応援協定締結団体等への応援要請に関する業務
22	自衛隊への災害派遣要請に関する業務
23	災害派遣隊の受入態勢整備に関する業務
24	各避難所への避難所開設方針の伝達に関する業務
25	消防団通信システム（MCA・5W・受令機）の管理に関する業務
26	消防団消防指令システムの管理運用に関する業務
27	姉妹市町及び友好市町村との連絡調整に関する業務
28	災害救助法の適用に関する業務
29	職員の動員に関する業務
30	職員の配備に関する業務
31	職員の応援及び交代に関する業務
32	職員の安否確認に関する業務
33	情報の収集・集約・整理に関する業務
34	災害対策従事職員の支援に関する業務
35	広聴（市民相談窓口）に関する業務
36	市民センター周辺施設・設備の点検に関する業務
37	本部運営に必要な施設・設備の確保に関する業務
38	市民センター周辺施設・設備の復旧に関する業務
39	車両の調達・確保に関する業務
40	緊急通行車両の手続きに関する業務
41	車両の配車に関する業務

42	車両燃料の確保に関する業務
43	車両運用計画の策定に関する業務
44	災害対策用物資及び資機材の購入契約に関する業務
45	指令情報班の補助に関する業務
46	災害対策に必要な現金の準備に関する業務
47	災害対策に必要な物品の購入に係る出納に関する業務
48	災害発生時における収支金額の確認に関する業務
49	市民への広報に関する業務
50	防災行政無線同報系による広報に関する業務
51	MCA無線による災害情報の収集に関する業務
52	災害時優先システムの被害調査に関する業務
53	災害時優先システムの維持・復旧に関する業務
54	報道機関への対応の準備に関する業務
55	報道機関への対応の実施に関する業務
56	三鷹市ホームページの運用及び管理に関する業務
57	武蔵野三鷹ケーブルテレビとの連絡調整及び広報に関する業務
58	ツイッターの運用及び管理に関する業務
59	安全安心メールの運用に関する業務
60	市議会への対応に関する業務
61	広報みたか（臨時号）の編集・発行に関する業務
62	F M放送による広報に関する業務

63	本部運営部等の補助に関する業務
64	外国人支援センターの運営支援に関する業務
65	災害対策関係予算の管理に関する業務
66	被災市民対策の総合調整及び他の班に属さない事務に関する業務
67	市民等の被災状況確認に関する業務
68	遺体収容所及び検視・検案所の設置に関する業務
69	遺体収容所・検視検案所の運用支援に関する業務
70	死亡届の受理及び火葬許可証・特例許可証の発行に関する業務
71	帰宅困難者（市内滞留者）の安全措置等に関する業務
72	帰宅困難者（市内滞留者）の一時収容に関する業務
73	社会福祉協議会との連携に関する業務
74	ボランティア等の対応に関する業務
75	火葬体制の確立に関する業務
76	被害状況調査及び報告に関する業務
77	各防災拠点との連絡調整に関する業務
78	遺体搬送に関する業務
79	障がい者施設利用者の避難・救護・安全措置に関する業務
80	障がい者施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
81	障がい者施設・設備の点検・復旧に関する業務
82	福祉避難所（障がい者施設）の開設・運営に関する業務
83	高齢者施設利用者の避難・救護・安全措置に関する業務

84	高齢者施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
85	高齢者施設・設備の点検・復旧に関する業務
86	福祉避難所（高齢者施設）の開設・運営に関する業務
87	災害時要援護者の避難支援に関する業務
88	災害時要援護者の安否確認に関する業務
89	災害時要援護者の救護に関する業務
90	災害時要援護者の被災状況の把握に関する業務
91	災害時要援護者の避難生活等の支援に関する業務
92	総合保健センター施設利用者の避難・救護・安全措置に関する業務
93	総合保健センターの点検・復旧に関する業務
94	災害医療対策実施本部の設置に関する業務
95	災害医療対策実施本部の運営に関する業務
96	災害時医療救護所の活動支援
97	重症患者等の搬送支援に関する業務
98	透析患者等への対応に関する業務
99	災害時医療救護所用医薬品の管理等に関する業務
100	学校及びコミュニティ・センター用の応急救護用救急箱の管理等に関する業務
101	保育園園児の避難・救護・安全措置に関する業務
102	保育園施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
103	保育園施設・設備の点検・復旧に関する業務
104	学童保育所児童の避難・救護・安全措置に関する業務

105	学童保育所施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
106	学童保育所施設・設備の点検・復旧に関する業務
107	児童館児童の避難・救護・安全措置に関する業務
108	児童館施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
109	児童館施設・設備の点検・復旧に関する業務
110	子育て支援施設利用者の避難・救護・安全措置に関する業務
111	子育て支援施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
112	子育て支援施設・設備の点検・復旧に関する業務
113	母子生活支援施設の被害報告等に関する業務
114	保育園臨時避難所の開設・運営に関する業務
115	コミュニティ施設の避難・救護・安全措置に関する業務
116	コミュニティ施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
117	コミュニティ施設・設備の点検・復旧に関する業務
118	安全安心メールの配信に関する業務
119	コミュニティ・センター避難所の開設・運営支援に関する業務
120	地区公会堂臨時避難所・生活支援施設の情報収集及び活動支援に関する業務
121	市内の防犯対策及び防火対策に関する業務
122	災害対策用備蓄物資等の搬送に関する業務
123	民間協力機関等との連絡及び協力要請に関する業務
124	ごみ処理施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
125	ごみ処理施設・設備の点検・復旧に関する業務

126	ごみ集積場の決定に関する業務
127	がれき処理体制の確立に関する業務
128	し尿収集・処理計画の策定に関する業務
129	被災動物適正管理の指導に関する業務
130	ごみ収集作業計画の策定及び収集作業の実施に関する業務
131	ごみ処理計画の策定及び処理の実施に関する業務
132	ごみ出しに関する市民への協力要請に関する業務
133	石綿の飛散防止措置に関する業務
134	被災動物対策支援の要請・協力に関する業務
135	被災児童・生徒の救護及び安全措置に関する業務
136	学校施設・設備及び教育センターの点検・復旧に関する業務
137	児童・生徒等の被災状況調査に関する業務
138	学校避難所の開設・運営支援に関する業務
139	生涯学習施設利用者等の安全確保に関する業務
140	生涯学習施設・設備の点検・復旧に関する業務
141	スポーツ施設利用者等の安全確保に関する業務
142	スポーツ施設・設備の点検・復旧に関する業務
143	図書館施設利用者等の安全確保に関する業務
144	図書館施設・設備の点検・復旧に関する業務
145	社会教育会館施設利用者等の安全確保に関する業務
146	社会教育会館施設・設備の点検・復旧に関する業務

147	広域避難場所避難者の情報収集及び情報提供等支援に関する業務
148	学校避難所の開設・運営支援に関する業務（学校避難所班の支援）
149	社会教育会館臨時避難所の開設・運営に関する業務
150	都市対策の総合調整及び他の班に属さない事務に関する業務
151	建築物班の補助に関する業務
152	被災宅地の危険度判定に関する業務
153	市営住宅及び市民住宅の被害報告等に関する業務
154	被災住宅の応急修理の指導及びあっ旋に関する業務
155	庁舎・避難所施設等公共建築物の被災状況調査に関する業務
156	庁舎・避難所施設等公共建築物の応急復旧に関する業務
157	建築物応急危険度判定に関する業務
158	道路施設の被災状況等の把握に関する業務
159	三鷹駅前デッキエレベーター閉じ込め対応に関する業務
160	道路障害物除去作業に関する業務
161	交通規制等交通対策に係る警察署との調整に関する業務
162	道路施設の応急復旧に関する業務
163	下水道施設・設備等の被災状況の報告に関する業務
164	下水道施設・設備の点検・復旧に関する業務
165	し尿処理の実施に関する業務
166	公園等の施設点検・安全措置に関する業務
167	公園等への避難状況の把握及び避難者への情報提供に関する業務



168	給水対策実施本部の設置及び運営に関する業務
169	応急給水活動の実施に関する業務

(2) 優先度の高い通常業務

No.	業務名称
1	インフラシステムに関する業務
2	個別業務システムに関する業務
3	コンピューターウィルス対策等に関する業務
4	磁気媒体外部保管に関する業務
5	電源に関する業務
6	空調機に関する業務
7	庁内LAN及び通信回線に関する業務
8	三鷹市ホームページサーバに関する業務
9	交換便及び郵便に関する業務
10	総合文書管理システムに関する業務
11	公印に関する業務
12	市民センターの総合管理に関する業務
13	庁用自動車に関する業務
14	市民センターのごみ等の収集運搬及び処分に関する業務
15	国民年金の資格得喪に関する業務
16	国民年金の裁定請求に関する業務
17	国民年金保険料の免除に関する業務
18	老齢福祉年金の届出に関する業務
19	住民基本台帳に関する業務
20	住民基本台帳の開示請求に関する業務

21	住民票の写し等住所に係る証明に関する業務
22	戸籍の謄抄本等の証明に関する業務
23	印鑑登録に関する業務
24	印鑑登録証明書の交付に関する業務
25	三鷹市民カード及び印鑑登録証兼三鷹市民カードに関する業務
26	問い合わせ対応に関する業務
27	戸籍帳簿に関する業務（戸籍窓口含む）
28	成年被後見登録・抹消に関する業務
29	埋火葬許可に関する業務
30	国民健康保険の資格得喪に関する業務
31	後期高齢者医療制度の資格得喪に関する業務
32	ごみ、資源物の収集運搬に関する業務
33	犬猫等死体処理に関する業務
34	環境センター施設の運転に関する業務
35	農地及び農業に関する許可書等の発行に関する業務
36	安全安心パトロール車の管理に関する業務
37	安全安心パトロール車による巡回パトロールに関する業務
38	危険箇所等の処理に関する業務
39	電話・窓口対応に関する業務
40	障がい者相談に関する業務
41	福祉有償運送相談対応に関する業務

42	手話通訳者の派遣に関する業務
43	相談・苦情の電話・窓口対応に関する業務
44	介護保険関連（自立支援・緊急対応ショートステイ）事業に関する業務
45	生活保護法に基づく新規被保護者及び生活扶助の経理処理に関する業務
46	中国残留邦人等支援給付事業に関する業務
47	感染症予防に関する業務
48	休日等の診療の調整に関する業務
49	防火管理、火災等緊急時の対応に関する業務
50	母子及び寡婦福祉法に基づく緊急一時保護に関する業務
51	在宅育児サービスに関する業務（子どもショートステイ事業）
52	保護者対応に関する業務
53	保育園職員の総括・人事管理に関する業務
54	施設及び児童の保健衛生に関する業務
55	児童の保育に関する業務
56	調理給食に関する業務
57	一般用務に関する業務
58	除雪に関する業務
59	道路等土木施設の維持管理及び補修に係る原材料の在庫管理に関する業務
60	車両の管理に関する業務
61	下水道維持管理に係る緊急清掃に関する業務
62	下水処理場及びポンプ場の維持管理運営に関する業務

63	各課から提出された支出命令票の審査に関する業務
64	現金の収入に関する業務
65	現金の支出（支払い）に関すること
66	現金の保管に関する業務
67	有価証券の出納及び保管に関する業務
68	小切手の作成（窓口払いの金額が多額の場合等）に関する業務
69	支払資金不足の会計に対する繰替運用に関する業務
70	収支状況の把握に関する業務
71	共用車両の管理に関する業務
72	教育委員会に係る交換便及び郵便に関する業務
73	教育委員会に係る公印に関する業務
74	市民の声・要望への対応に関する業務
75	教育センターのごみ等の収集運搬及び処分に関する業務
76	学齢簿システムの運用に関する業務
77	市立小・中学校のごみ等の収集運搬及び処分に関する業務

◎資料：非常時優先業務票（例）

非常時優先業務票（**応急復旧業務**）

【業務プロセス】

業務名称	災害対策本部の設置に関する業務	業務番号	111-03
業務概要	災害対策本部員会議開催場所（市長公室）を確保し、災害対策本部の設置を職員、防災関係機関及び市民へ周知する。 なお、市民への周知については広報情報班へ依頼する。	業務優先度評価	S
		更新年月日	2011/11/11

	No.	項目	優先度評価	概要	利用システム		
					No.	代替手段	添付資料
業務プロセス	1	本部員会議開催場所の安全確認	S	本部員会議開催場所である市長公室の安全を確認する。市長公室の安全が確認できない場合は、代替場所を検討し安全を確認する。			
	2	本部員会議開催場所の確保	S	市長公室（又は代替場所）の安全を確認後、散乱危険物等を除去するなど、本部員会議が開催できるスペースを確保する。			
	3	災害時優先電話の設置	S	副市長応接室の災害時優先電話回線用モジュラージャックを使用して、災害時優先電話を設置する。			
	4	災害対策本部設置の周知（標示の掲出）	S	災害対策本部設置場所の正面玄関に「三鷹市災害対策本部」の標示を掲出する。本部設置場所が市民センター、教育センター以外の場合、市民センター本庁舎の正面玄関に近い場所に掲出する。			
	5	災害対策本部設置の周知（職員）	S	災害対策本部が設置されたことを、庁内放送、防災行政無線（戸別発信）などで職員へ周知			
	6	災害対策本部設置の周知及び報告（防災関係機関）	S	災害対策本部が設置されたことを、電話、FAX、MCA無線、都防災行政無線電話・FAX、DISなどで防災関係機関へ周知及び報告する。			
	7	災害対策本部設置の周知（市民）	S	災害対策本部が設置されたことを市民へ周知するため、広報情報班へ防災行政無線同報系、広報車、市ホームページ、安全安心メール、ツイッターなどによる広報を依頼する。			

この業務票は震災時に優先して行う業務の手順、必要資源をまとめたものです。非常時に応急復旧業務を行う場合に使用します。

災害対策本部	対策部	本部運営部	平常時組織	部	総務部
	統括班	本部統括班		課・局・館	防災課
	班	指令情報班		係	

非常時優先業務票（**応急復旧業務**）

【必要資源】

業務名称	災害対策本部の設置に関する業務	業務番号	111-03
業務概要	災害対策本部員会議開催場所（市長公室）を確保し、災害対策本部の設置を職員、防災関係機関及び市民へ周知する。 なお、市民への周知については広報情報班へ依頼する。	業務優先度評価	S
		更新年月日	2011/11/11

分類	項目	業務No.	想定される被害について		不足が予想される資源について	
			具体的な被害内容	対策の現状	該当	解決策
[要員] ・職員 ・外部事業者 など	職員5名	1,2,6	出勤不可能や、ケガ等による執務の不可能	防災課職員は全員対処可能	●	本部設置訓練の実施
	職員3名	3~5,7	出勤不可能や、ケガ等による執務の不可能	防災課職員は全員対処可能	●	本部設置訓練の実施
[執務環境] ・施設 ・設備 ・備品 など	市長公室	1,2	転倒物、落下物等でスペースが確保不能	大型の什器等の設置なし		
	災害時優先電話回線	3	転倒物、落下物等による回線の破損	周りに転倒物等の設置なし		
	情報通信機器	5,6	機器の落下等による破損	専用器具で什器に固定		
[システム] 左からシステムNo. システム名・目標復旧時間						
[庁舎]	本庁舎（代替施設）	1~7		耐震性あり		
[公共インフラ] ・電力 ・通信 ・上下水道 ・ガス ・道路 ・鉄道	電力	1,2,3,5,7	電力供給が停止、復旧まで6日	非常用発電機で対応		
	通信	3,5,6	通信網への被害が発生、復旧まで1週間	無線等、代替の手段がある		
	上水道	1~7	施設等に被害が発生、復旧まで30日間	給水拠点等より調達		
	下水道	1~7	施設等に被害が発生、復旧まで30日間	簡易トイレ、組立トイレで対応		
	ガス		被害なし			
	道路		復旧まで3日間、さらに渋滞が発生			
	鉄道		施設等に被害が発生、復旧まで3日間			

この業務票は震災時に優先して行う業務の手順、必要資源をまとめたものです。非常時に応急復旧業務を行う場合に使用します。

災害対策本部	対策部	本部運営部	平常時組織	部	総務部
	統括班	本部統括班		課・局・館	防災課
	班	指令情報班		係	

非常時優先業務票（通常業務）

【業務プロセス】

業務名称	住民基本台帳に関する業務	業務番号	A401
業務概要	住民異動に関する届出受付、変更後の情報の記録等を行う。	業務優先度評価	A
遅延・中断時の影響内容	住民異動に関する記録が正しく反映できない	更新年月日	2011/8/5

業務プロセス	No.	項目	優先度評価	概要	利用システム		添付資料
					No.	代替手段	
	1	届出・受付	A	転入、転出、転居、世帯変更、住所変更、転出取消等住民異動に関する届出・受付を行う。	14	●	
	2	住居表示の確認	B	住民異動届受付の際に住居表示を確認する。	14	●	
	3	証明発行等制御の申出受付	A	DV 支援等の証明発行制御の申出受付を行う。	14	●	
	4	届出期間経過通知書の発行	D	住民異動の届出が遅延した場合に該当者について簡易裁判所へ通知をする。	14	●	
	5	届出・入力	B	住民異動届に関して情報システムへの入力を行う。	14		
	6	住民票の記載	B	住民基本台帳への情報の記録を行う。	14		
	7	住民票の消除	B	住民基本台帳からの情報の消除を行う。	14		
	8	住民票の修正	A	住民異動届に関して住民票の変更を行う。	14		
	9	住民票発行制御管理	A	住民票の写し等証明書発行制御の入力を行う。	14		
	10	通知に関する入力・送付	B	転入通知、本籍地附票通知 19-1 に関する入力及び通知の送付を行う。	14		
	11	転出証明書（転出証明書の交付）	B	三鷹市から転出した住民に転出証明書を交付する。	14		
	12	混合世帯の合併	B	日本国籍住民と外国籍住民で同一世帯の住民の世帯を合併する。	14		
	13	混合世帯の分離	B	日本国籍住民と外国籍住民で同一世帯の住民の世帯を分離する。	14		
	14	住基異動届出者の資格確認	B	住民異動届出者が他業務でも受付の必要があるか資格を確認し該当手続きを案内する。	14		

この業務票は震災時に優先して行う業務の手順、必要資源をまとめたものです。非常時に通常業務を継続する場合に使用します。

災害対策本部	対策部	被災市民対策部	平常時組織	部	市民部
	統括班	市民調査統括班		課・局・館	市民課
	班	市民支援班		係	届出・証明係



非常時優先業務票（通常業務）

【必要資源】

業務名称	住民基本台帳に関する業務	業務番号	A401
業務概要	住民異動に関する届出受付、変更後の情報の記録等を行う。	業務優先度評価	A
遅延・中断時の影響内容	住民異動に関する記録が正しく反映できない	更新年月日	2011/8/5

分類	項目	業務No.	想定される被害について		不足が予想される資源について		
			具体的な被害内容	対策の現状	該当	解決策	
[要員] ・職員 ・外部事業者 など	職員 2名	1~14	出勤不可能や、ケガ等による執務の不可能	全員がフェーズを適切に処理			
	委託事業者	5~8	事業者の出勤不可能	係の半数が対処可能	●	全員が対処可能となる	
[執務環境] ・施設 ・設備 ・備品 など	執務スペース	1~14	キャビネット等が転倒し執務スペースが確保不能		●	キャビネット等の固定	
	PC2台	1~14	落下による破損		●	滑り止め用シート等を利用	
	キャビネット 1台	1~14	転倒等による破損		●	転倒防止器具等で固定	
[システム] 左からシステムNo. システム名・目標復旧時間	14 基幹システム	2日	1~14	システム障害	情報推進課に依存		
[庁舎]	市民センター		1~14		耐震性あり		
[公共インフラ] ・電力 ・通信 ・上下水道 ・ガス ・道路 ・鉄道	電力		1~14	電力供給が停止、復旧まで6日	非常用発電機で対応		
	通信		1~14	通信網への被害が発生、復旧まで1週間		●	徒歩等により情報伝達
	上水道		1~14	施設等に被害が発生、復旧まで30日間	給水拠点等より調達		
	下水道		1~14	施設等に被害が発生、復旧まで30日間	簡易トイレ、組立トイレで対応		
	ガス				被害なし		
	道路				復旧まで3日間、さらに渋滞が発生		
	鉄道				施設等に被害が発生、復旧まで3日間		

この業務票は震災時に優先して行う業務の手順、必要資源をまとめたものです。非常時に通常業務を継続する場合に使用します。

災害対策本部	対策部	被災市民対策部	平常時組織	部	市民部
	統括班	市民調査統括班		課・局・館	市民課
	班	市民支援班		係	届出・証明係



# 三鷹市事業継続計画 [震災編]

平成24年3月

三鷹市総務部防災課

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1

電話 0422(45)1151(内線)2283・2284

